

平成24年12月28日

ぜひお越しください!!



市 会 事 務 局
(担当 調査課 電話 222-3697)

市会改革推進委員会における直接傍聴の試行実施について

この度、京都市会では、市会改革推進委員会（※）において、従来のモニター視聴ではなく、直に委員会の様子を御覧いただける直接傍聴を試行実施しますので、お知らせします。

京都市会では、現在、委員会における直接傍聴の実施について検討しており、今回、市会改革推進委員会において試行実施することで、その効果や課題を検証していきます。

※ 市会改革推進委員会

議会機能の充実・強化及び開かれた市会のより一層の推進を図るため、地方自治法に規定する「協議・調整の場」として設置しています。

20名の委員（委員長1名、副委員長3名）が所属し、原則として月1回開会しています。

記

- 1 日 時 平成25年1月18日（金）午前10時～（予定）
- 2 場 所 京都市会第5会議室（京都市役所内）
- 3 委員会の内容 議員定数及び議員報酬に係る学識者（全国市議会議長会法制参事 廣瀬和彦氏）からの意見聴取を実施し、その後、議会基本条例（議会活動に係る理念、原則、制度などの基本的事項を定める条例）の制定に向けた検討等を行う予定です。
- 4 受 付 委員会開会の1時間前から、市役所本庁舎2階の市会受付において、先着順に傍聴券を交付します。なお、開会10分前から会議室に入室いただけます。
- 5 定 員 10名（このうち、1席分は車いす・盲導犬等傍聴席です。ただし、車いす・盲導犬等を利用する傍聴人がいない場合は、同傍聴席を一般席とします。）
- 6 そ の 他 現在、本会議及び予算・決算特別委員会の市長総括質疑については直接傍聴を実施しており、委員会についてはモニターで御覧いただくこととなっています。
- 7 お問い合わせ先 京都市会事務局 調査課 TEL 222-3697